

東九州自動車道開通に伴う屋外広告物規制の設定について

■内容

- 令和5年3月に東九州自動車道の清武南IC～日南北郷IC間が供用開始となったことに伴い、東九州自動車道の清武JCT以南の区間について、沿道景観に関する規制を設定しました。
- 沿線の連続性を考慮し、すでに供用されている東九州自動車道の区間と同様に、「第2種禁止地域」の設定を行いました。

■規制図（抜すい）

※詳細は宮崎市景観課屋外広告物指導係へご確認ください

